



ニュースポーツ、レクリエーション、チャレンジゲーム、デモンストレーション、ミニSSLなど、子どもから高齢者まで気軽に楽しむことができる内容が盛りだくさん。

今回は、親子で参加できるドッジボール大会や、子どもたちに人気のマジックバルーンをシニアリーダーと作るコーナーもあります。

秋の1日、ご家族や友達とさまざまなスポーツに挑戦してみ

秋分の日(9/23)は小田原アリーナに集合！ 西さがみ連邦共和国 第2回スポーツ&レクリエーションフェア

てください。

日時 9月23日(木)9時～15時
雨天決行(屋外種目は中止)

場所 小田原アリーナ、東富水小学校体育館・グラウンド

内容

ニュースポーツ体験

フライングディスク、ダーツ、スポーツ吹矢、トランポビクス、リズムなわとびなど

ストラックアウト、フリースロー、キックターゲットなど

レクリエーションゲーム

民踊、社交ダンス、伝承遊び(ペーゴマ、けん玉など)、マジックバルーン、赤ちゃんダービーなど

デモンストレーション

マーチングバンド、エアロビクス、チャアリーディング、ダブルダッチ

アトラクション

ミニSSL、フワフワ遊具「おさるぼりん」

健康相談

保健師による健康相談、血圧測定、体脂肪測定

子どもふれあい交流ゲーム
ドッジボール



ドッジボール大会に参加する親子 集まれ！

お父さんもお母さんも童心にかえって、親子で汗を流してみませんか。

当日、参加希望の親子で、8人のチームを組んで、対戦します。

場所 小田原市立東富水小学校グラウンド

時間 10時集合(雨天中止)

照会先 西さがみ連邦共和国事務局
☎0465・33・1404

「西さがみ連邦共和国」で開かれるイベントに参加しよう！

事業名	日時	事業内容	場所	対象者	申込	申込・照会先
ダンベル体操教室	9月1日(水)、3日(金)、9日(水)、10日(金)、17日(金)、22日(水) 19:00~20:30	ダンベル教室	レイクアリーナ箱根	どなたでも可	随時	レイクアリーナ 0460 6 3300
ウォーキング体験講座	①9月18日(土) 9:00~15:00 ②10月11日(月) 9:00~15:00	11月に開催する第6回城下町おだわらツアーマーチに先立ち、健康と運動、ウォーキングの講義や、6km程度を実際に歩くウォーキング実習を行います。	①スポーツ会館 ②マロニエ	1講座30人	9月10日(金)まで	スポーツ課 0465 38 1149
郷土研究講座「古文書に親しもう(初心者向き)」	9月25日(土)・26日(日) 13:00~15:00	古文書の世界に足を踏み入れると、昔の人々の生き生きとした顔が見えてきます。古文書の読み方を学ぶ講座です。	郷土文化館	2日間とも参加できる方30人	9月3日(金)から	郷土文化館 0465 23 1377
音楽教養講座～クラシック音楽入門～	①10月30日(土)、 ②11月3日(水)、 ③11月7日(日) 13:30~15:30	クラシック音楽を鑑賞しながら、音楽家にまつわるエピソードを紹介します。 ①こどもⅡ ロッシーニ、チャイコフスキー他 ②協奏曲の歴史Ⅶ「古典派」ハイドン他 ③病氣と演奏家Ⅶ ショパン他	かもめ図書館	100人 先着順 1日でも受講可	9月15日(水) 9:00から	かもめ図書館 0465 49 7800

注1 は小田原市、は箱根町の略
注2 申込方法など詳細はお問い合わせください。

第4回 市町村合併について考えよう

～合併特例法について～

照会先 企画課 ☎5-9560

平成16年5月26日に、「市町村の合併の特例に関する法律」(改正合併特例法)および「市町村の合併の特例等に関する法律」(合併新法)が公布されました。改正合併特例法の適用期間は、平成17年3月31日までとなつてゐるため、4月1日から適用となる合併新法が新たに制定されたものです。

なお、改正合併特例法では、平成17年3月31日までに都道府県知事に合併の申請をし、平成18年3月31日までに合併した市町村は、平成17年3月31日までに合併した市町村と同様の優遇策を得られることとなつています。

2つの法律の概要は次のとおりです。

項目	市町村の合併の特例に関する法律(改正合併特例法)	市町村の合併の特例等に関する法律(合併新法)
適用期間、適用対象	(*)平成17年3月31日までに都道府県知事に合併申請し、平成18年3月31日までに合併した市町村	平成17年4月1日から平成22年3月31日までに合併した市町村
新市町村のマスタープランの作成	合併協議会で「市町村建設計画」を作成します。	合併協議会で「合併市町村基本計画」(注1)を作成します。
市となるべき要件の特例	人口が3万人以上あれば市になることができます。	
地方交付税(注2)の額の算定にあつたの特例(合併算定替)	合併した年度およびこれに続く10年度は合併前の市町村が存続するとして算定されます。その後5年間は激変緩和措置があります。	平成17、18年度に合併した場合は合併した年度およびこれに続く9年度、平成19、20年度に合併した場合は合併した年度およびこれに続く7年度、平成21年度に合併した場合は合併した年度およびこれに続く5年度は、それぞれ合併前の市町村が存続するとして算定されます。また、それぞれその後5年間は激変緩和措置があります。
合併特例債(注3)	合併した年度およびこれに続く10年度発行できます。充当率は95%、元利償還金の70%は普通交付税措置されます。	合併特例債は廃止されます。
合併特例区(注4)	(*)合併後の一定期間(5年以下)旧市町村(複数の旧市町村単位でも設置可)の地域住民の意見を反映しつつ、一定の事務を処理することができる合併特例区(法人格あり)を設けることができます。	合併後の一定期間(5年以下)旧市町村(複数の旧市町村単位でも設置可)の地域住民の意見を反映しつつ、一定の事務を処理することができる合併特例区(法人格あり)を設けることができます。
地域自治区(注5) (地域自治法の制度は、地方自治法の一部改正により、合併しない市町村も含めた一般制度として規定が整備されました。)	(*)合併に際して、住民意見の反映と行政と住民の連携の強化を目的として、旧市町村単位(複数の旧市町村単位でも設置可)で法人格を有さない地域自治区を設けることができます。	合併に際して、住民意見の反映と行政と住民の連携の強化を目的として、旧市町村単位(複数の旧市町村単位でも設置可)で法人格を有さない地域自治区を設けることができます。

(*)は今回の改正部分

注1...「合併市町村基本計画」 合併後の街づくりに関する将来像となるもので、これにより、合併の適否を判断する材料のひとつとなるものです。「市町村建設計画」も同様の内容です。

注2...「地方交付税」 地方公共団体が標準的な一定水準の行政事務を行うために必要な経費のうち、町税等で賄えない不足額を国税(所得税、酒税、法人税、消費税、国たばこ税)から一定割合の額で各地方公共団体に対して配分するお金です。

注3...「合併特例債」 合併市町村がまちづくり推進のため、市町村建設計画に基づいて行う事業や基金の積立に要する経費について、合併年度およびその後10年度に限り、その財源として借り入れることができる地方債(市町村の借金)のことを言います。

注4...「合併特例区」 合併関係市町村において処理されていた事務であつて、一定期間合併特例区で処理することがその事務の効果的な処理に資するもので、例えば、地域の公の施設の管理(集会所、コミュニティセンター等)、地域振興イベント、コミュニティバスの運行、地域に根ざした財産の管理(里山、ブナ林等)などです。

注5...「地域自治区」 地域の住民の意見を行政に反映させるとともに行政と住民との連携の強化を目的として、市町村の判断により設けられる区域で、その区域の住民のうちから選任された者によって構成される地域協議会および市町村の事務を分掌させるための事務所を置くもの。

補足説明

8月号広報の中で、合併することによるメリットとして、「①経費の節減と財力がアップします。」との記述をしましたが、この財力のアップとは、財政力指数(普通交付税算定結果による指数)とは違い、財政規模が大きくなることに伴い、歳入を確保し、歳出を効率化(同様な事務の一元化や職員等の削減)することにより、財政体力が上がるという意味です。

「②利便性が向上します(窓口サービスや文化施設、スポーツ施設などの公共施設の広範な利用が可能となり、勤務地が合併市町村内であれば、勤務地の近くで各種証明を受けたり、保育園に子供を預けたりすることができるようになります。)」との記述では、広域連携によつても施設の相互利用は可能となりますが、施設利用やサービスなどにおいて限定されます。しかし、一つの自治体になった場合には、制限はありません。